

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 41 件

国民年金関係 17 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 30 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和59年2月及び同年3月

私は、国民年金制度が発足した当時、勤務先の社長から、「新しく年金制度ができたので給料から保険料を天引きする。」と言われたことを憶えており、私の国民年金の加入手続や申立期間①の国民年金保険料の納付は勤務先が行ったはずである。また、申立期間②は、私の妻が私の分と一緒に保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は、2か月と短期間である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の職業や住所に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②の国民年金の保険料額については、申立期間②直後の納付済みとなっている昭和59年4月以降の保険料額より安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金制度の発足当時、申立人の勤務先が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、国民年金の保険料を会社が徴収して本人に代わり納付す

る制度は存在していなかったことに加え、当時の複数の同僚も同時期に国民年金に加入していなかったことが確認できることから、勤務先が、申立人の国民年金の加入手続を行った上、保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和 42 年 7 月 1 日に発行されていることが確認でき、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から52年3月まで

私は、昭和45年に結婚してしばらくの間、国民年金に未加入であったため、私の義父が加入手続を行い、未納期間となっている過去の保険料を一括して納付した。その後は、同居していた家族の分と一緒に、自宅で集金人に保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が国民年金に加入していなかったことを知った申立人の義父が、その加入手続を行った際に、申立人の未納期間となっている過去の国民年金保険料を一括して納付したので未納がなくなった、と述べていたことを鮮明に記憶している上、申立人の夫も申立人と同様の証言をしていることから、その主張には不自然さは認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年7月は第3回特例納付の実施期間であるとともに、申立人は、申立期間については、国民年金の強制加入被保険者であったことから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間について申立人の義父が納付したとする保険料額はその義父が既に他界しているため不明であると主張しているものの、義父は申立期間当時、事業を経営しており、現在も申立人の夫がその事業を引き継いでいることから、義父が申立人の特例納付を行う資力は十分であったものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付している上、

同居していた申立人の義父、義母及び夫も国民年金加入当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納していることから、保険料の納付意識が高いものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの期間、62年2月から同年3月までの期間及び平成5年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から43年3月まで
② 昭和46年12月から47年3月まで
③ 昭和62年2月から同年3月まで
④ 平成5年5月から同年10月まで

私の国民年金については、私が20歳になったころ、私の父親が加入手続を行い、保険料も納付していたと父親から聞いていた。私の結婚を契機に、父親から私の妻に私の国民年金手帳を渡され、今後は夫婦で保険料を納付していくように言われた。私は会社をよく変わったので、妻は私の厚生年金保険から国民年金への切替には気を配っており、この切替手続及び国民年金保険料の納付については、すべて妻が行っていたにもかかわらず、保険料が未納とされている期間や未加入とされている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④については、いずれも短期間である上、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、その妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や申立人の職業に変化はなく、生活状況に大きな変化が認められないことから、途中の申立期間③が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間④については、申立人の妻は、区役所で夫婦の国民年金の切替手続を同時に行ったと主張しているところ、妻が切替済みとなっていることから申立人のみが未加入とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳は、昭和42年9月1日に職権適用により発行されており、この職権適用は、当時、国民年金に加入していなかった者に対してなされたものであったことが確認でき、申立人は、学校を卒業した後の43年4月から国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付手続に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしている申立人の父親も既に他界していることから、申立期間①における保険料の納付状況は不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの期間、62年2月から同年3月までの期間及び平成5年5月から同年10月までの間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月及び 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月
② 昭和 58 年 3 月

私は、昭和 50 年ごろ転居先の区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後すぐに未納期間がないように納付書を発行してもらい国民年金保険料を金融機関でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 50 年ごろ、国民年金の加入手続後すぐにまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が加入手続を行ったのは、50 年 2 月ごろと推認され、申立期間直後の昭和 49 年度の保険料は、加入手続後にまとめて納付されたものと推認できることから、加入手続時点において納付することが可能であり、1 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、一緒に納付していたとする申立人の元夫の申立期間②の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の 1 か月と短期間である申立期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は昭和 60 年 3 月に勤務先を退職した際、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書を使用して、私が区役所又は郵便局で数回に分けて納付しているはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵送されて来た納付書を使用して区役所又は郵便局で納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域の区役所及び郵便局では、現年度国庫金納付書による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、国民年金に加入したことについて、退職した勤務先の指導によるものと主張しているところ、申立人が昭和 60 年 3 月に退職した勤務先においては、その当時、退職する職員に対して国民年金の加入手続を行うよう指導していたことが確認できたことから、申立人が勤務先を退職した際に区役所で国民年金の加入手続を行ったとするその主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から46年3月までの期間、47年10月から48年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和52年10月から61年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、自宅に来ていた集金人から国民年金に加入するよう勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、集金人に国民年金保険料を納付していたが、途中から銀行で納付書により保険料を納付するようになった。

私は、昭和47年*月に長男を出産したが、申立期間②及び③当時も子育てをしながら、一度も欠かすことなく、銀行で納付書により国民年金保険料を納付していた。

昭和51年*月に、夫が他界したので、その後、私は、53年4月に実家の近くに引っ越し、区役所で住所変更などの手続を行ったことを憶えている。申立期間④当時も引き続き、銀行で国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①から③までの保険料が未納とされている上、申立期間④が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者から、申立人が、昭和42年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、46年4月まで一度も保険料を納付しなかったとは考えにくく、申立人の当時の経済状況から推

認しても申立期間①のうち現年度納付が可能な 42 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②及び③の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②及び③は、国民年金に任意加入中であり、かつ申立期間②は 6 か月、申立期間③は 3 か月と共に短期間である。

加えて、申立期間④のうち、昭和 52 年 10 月については、申立人の特殊台帳によると、同年 10 月に国民年金の被保険者資格が喪失されているものの、申立人が所持する国民年金手帳には、同年 11 月に同資格が喪失されたこととなっており、両者の記録に齟齬^{そご}が見られることから、少なくとも同年 10 月については、国民年金の加入期間であり、保険料を納付していた可能性がある。

2 一方、申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、自宅に来た集金人から国民年金の加入を勧められ、その後、その集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その当時、申立人が居住していた市において、集金人制度が存在していなかったことが確認できる。

また、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したことはないと述べている上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 42 年 11 月ごろの時点において、申立期間①の前半のほとんどは時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間④のうち、昭和 52 年 11 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人の特殊台帳及び国民年金手帳においても、国民年金の未加入期間となっている上、同期間は 2 つの区にまたがっており、100 か月以上に渡って複数の行政機関が記録管理を誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間及び申立期間④のうち、52 年 11 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 52 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 申立人の昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの期間、58 年 6 月から同年 9 月までの期間及び同年 12 月から 59 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 12 月から 59 年 1 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、結婚のため昭和 57 年 5 月に転居後、自宅に来た集金人に納付し、その際に領収書を受け取った。

昭和 57 年 3 月以前の期間については、国民年金保険料を納めなかった時期があることは記憶しているが、同年 4 月以降の保険料は、すべて納付しているはずであるのに申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を集金人に納付し、その際に領収書を受け取ったと主張しているところ、申立期間①、②及び③当時、申立人が居住していた市では、申立人が主張するとおり、領収書方式による保険料の集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、国民年金の住所変更手続を昭和 57 年 9 月に行っていることが、申立人の国民年金手帳及び当時申立人が居住していた市が保管する被保険者名簿から確認できるが、その時点では、申立期間①は国民年金保険料を現年度納付することができる期間である上、申立期間①直後の同年 10 月から 58 年 5 月までの保険料が現年度納付されていることを考え併せれば、申立人が、6 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②及び③は、それぞれ4か月及び2か月と短期間であり、申立期間②及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②及び③の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 2 月まで

私は、昭和 46 年 9 月ごろ、自宅に来た集金人から、国民年金の加入手続を勧められ、すぐに同年 7 月から同年 9 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料を納付した。その後も 3 か月ごとに保険料を納付していたが、別の地域に引っ越した時は、役所で手続を行い、47 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付した。その際、役所の職員が帳簿に必要事項を記載したことを記憶している。同年 7 月からは、バス停のところの広場に、役所の職員と思われる人が、机を置いて保険料を徴収していたので、そこで保険料を納付した。

私は、国民年金に加入してからは、3 か月ごとに付加保険料を含めて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和 46 年 9 月から、申立期間の国民年金保険料を 3 か月ごとに付加保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人は、集金人に保険料を納付していた当時の状況、役所で保険料を納付した際にその職員が帳簿に必要事項を記載するのを見ていたこと、及び集合徴収により保険料を納付した際の様子など、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の夫の給料から国民年金保険料

を納付していたと述べているところ、その夫は、申立期間当時、共済組合における標準報酬月額から、保険料を納付する資力が十分にあったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2736

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、昭和44年11月に母親に勧められて国民年金に任意加入して国民年金定額保険料を納付しており、2年後からは併せて付加保険料も納付していた。社会保険事務所に私の年金記録について照会したところ、未納や定額保険料のみ納付となっている期間があったことから調査を依頼した結果、第1回目の回答で、一部の期間が記録訂正となったが納得できず、再調査を依頼したところ、新たに記録が訂正された。申立期間は定額保険料及び付加保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、その前後の期間は国民年金定額保険料及び付加保険料を納付済みである。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に近接する昭和46年11月から49年9月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間については、当初、定額保険料のみ納付とされていたが、申立人の所持する領収証書及び申立人が居住していた市における国民年金被保険者名簿に押印されている納付印により当該記録が定額保険料及び付加保険料を納付済みに訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から52年3月まで

私の妻は、私が昭和50年11月に会社を退職した後、市役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していた。申立期間の国民年金保険料を一緒に納付した私の妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ16か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月ごろに払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間の国民年金の保険料月額については、納付済みとなっている昭和52年4月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻については、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

その上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、私の母親は、私が結婚するまでの間、私の国民年金保険料を納付していた。

しかし、私は、結婚後、国民年金保険料を納付していなかったため、母親から、「今まで納付していたものが無駄になってしまうから、すぐに手続きに行きなさい。」と言われたので、近所の区役所で手続きを行い、未納とされていた期間の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時に国民年金に加入後、60 歳になるまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、保険料を前納するなど、保険料の納付意欲は極めて高かったものと認められる。

また、申立人は、結婚後、申立人の母親が、国民年金保険料を納付していなかった申立人に対して、保険料を納付するよう勧めたことなど、申立期間の保険料を一括して納付した当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、極めて納付意欲が高かった申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、申立期間に近接する昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間について、当初、保険料が未納とされていたが、申立人が所持する国民年金保険料納付状況通知書が納付済みとなっていたことから、平成 19 年 7 月に保険料が納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年9月まで

私は、昭和53年ごろ、元夫から、「今なら特別にさかのぼって国民年金保険料を納付することができるので、国民年金に加入するように。」と言われ、現金を渡された。私は、すぐに区役所で国民年金の加入手続きを行い、さかのぼり一括して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間のうち、43年4月から48年3月までの保険料が未納とされている上、同年4月から53年9月までが未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、さかのぼり一括して国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の保険料の納付記録によると、現に第3回特例納付により、申立期間直前の昭和38年4月から43年3月までの保険料を特例納付している上、申立期間のうち、43年4月から48年3月までの期間は、特例納付することが可能な国民年金被保険者の強制加入期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼり一括して納付したのは1回のみであると述べているところ、申立人が述べる保険料額は、現に納付済みとされている昭和38年4月から43年3月までの保険料額と申立期間のうち、43年4月から48年3月までの保険料額の合計額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 53 年 9 月までの期間については、特例納付することができない国民年金の未加入期間である上、申立人がさかのぼって一括して納付したとする保険料額は、同期間の保険料額を前述の保険料額の合計額に含めた場合、実際の保険料額と大きく相違している。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から47年3月まで

私は、20歳になり、母親から勧められたので、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、同出張所の窓口で、3か月ごとに送られてきた納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していた。20歳から保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、結婚後も任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間について、区役所の出張所で加入手続を行い、3か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同出張所では、国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことが可能であったことが確認できるとともに、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までについては、国民年金手帳記号番号の払出時期である44年3月以降の期間である上、申立人が申立期間当時居住していた区では、45年4月から納付書制度が実施されていたことを踏まえると、納付意欲の高かった申立人が、この期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間のうち、昭和39年6月から45年3月までの期間については、前述のとおり、申立人が申立期間当時居住していた区で、納付書制度が実施されたのは45年4月からであることから、それより以前の期間

は、納付書により保険料を納付することはできなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 3 月時点で、申立期間の前半の一部は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から45年1月まで
② 昭和55年2月

私の母親は、昭和42年8月に私が会社を退職した後に、役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は私の母親が自宅に来た集金人に納付書を使用して3か月おきに納付した。

申立期間②の国民年金保険料については、転居した際、私が区役所で加入手続を行い、2か月おきに当該区役所の窓口で納付した。申立期間①及び②については、国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間である。

また、申立期間②は、申立人は当時、国民年金の任意加入期間であり、申立人の住所や申立人の夫の仕事など生活環境に特段大きな変化はない上、当該期間の直前の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間②に近接する昭和53年1月から同年3月までの期間は、当初未納期間とされていたが、申立人が所持する国民年金保険料領収書によって、納付済期間に訂正されていることが確認できることから、当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和42年8月に国民年金の加

入手続を行った後、納付書を使用して集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時は印紙検認方式による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できる上、申立人が記憶する領収書の様式が 47 年ごろに使用されていた領収書の様式にほぼ一致しているとともに、申立人が申立期間①当時に所持していたとする国民年金手帳の色は、46 年以降に発行されていたものの色であることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 7 月に払い出されていることが確認できることから、この時点では、時効により申立期間①の国民年金保険料は納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

昭和36年ごろに同居していた義母が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、転居した時期と重なったことから私が転居後の市役所で、転入の手続を行った際に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所で転居手続を行った際に窓口で納付したと主張しているところ、申立期間当時、転居後の市役所の窓口では保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立人の主張には特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで

私は、いつ国民年金の加入手続を行ったのかはっきり記憶していないが、市役所で加入手続を行ったことは、はっきり記憶がある。私は、加入当初にまとめて国民年金保険料を納付した記憶があるが、納付した金額は憶えていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 54 年 3 月ごろと推認され、その時点において申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立期間直後の昭和 53 年度の保険料が過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が、7 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の昭和 55 年 8 月及び 9 月の国民年金保険料の納付記録が平成 20 年に納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 47 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 6 月に会社の社宅に転居した。転居した翌月に、その社宅に住んでいた私の夫の上司の妻から、国民年金に加入するよう勧められ、その妻と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、私は、同区役所で、毎月、定期的に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社の社宅に転居し、その社宅に住んでいた申立人の夫の上司の妻から、国民年金に加入するよう勧められ、その妻と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、国民年金に加入した動機が明確である上、国民年金の加入手続を行った当時の状況について、鮮明に記憶しているとともに、その上司の妻は、昭和 37 年 1 月以降、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間当時、毎月、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、その当時、内職して貯めたお金で保険料を納付していたことや、区役所が自宅から近かったため、歩いて区役所へ行って保険料を納付していたことなど、申立期間当時の保険料の納付状況について具体的かつ鮮明に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA高校における資格取得日を昭和37年9月10日に、資格喪失日を同年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月10日から同年11月2日まで
社会保険庁の記録には無いが、昭和37年9月10日から同年11月2日まで、B県立A高校の練習船C丸に、一等航海士として乗船していた。マグロ漁の実習を行う船で、一航海だけ頼まれて乗船した。
申立期間を、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳の雇入れ、雇止めの記録及びA高校の人事記録により、申立人が申立期間に、臨時職員としてC丸に乗船していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿及びA高校の人事記録により、申立期間とほぼ同時期に、申立人とC丸に乗船していた臨時職員1名が、船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、当時のC丸の船長は、「船員は、ほぼ全員が正職員（共済組合に加入）であり、臨時職員は、昭和34年から40年までの間に数名程度であった。」と証言しているところ、船員保険被保険者名簿によると、当該期間に船員保険被保険者の資格を取得している者は5名であり、臨時職員については、ほぼ全員を船員保険に加入させていた状況がうかがわれる。

加えて、B県教育委員会は、「当時の資料等が残っているわけではない

が、C丸の臨時職員については、すべて船員保険に加入させていたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A高校の人事記録により確認できる申立人の給与額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B県教育委員会は、A高校の昭和37年度の決算資料をもとに、保険料は納付したはずであるとしているが、当該資料からは申立人の申立期間に係る保険料を納付していることを確認することができない。一方、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から同年 11 月 21 日まで
② 昭和 31 年 12 月 21 日から 36 年 10 月 31 日まで
平成 9 年に社会保険事務所に出向いたところ、申立期間については、昭和 41 年 1 月 10 日に脱退手当金が支給されているとのことであったが、退職後 4 年以上経過している上、既に結婚し名前も変わっており、脱退手当金に関する知識もなく手続をするはずがない。脱退手当金の記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 年 2 か月後の昭和 41 年 1 月 10 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然であるほか、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 39 年 1 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成2年5月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年5月1日から7年2月11日まで
私は、元夫が代表取締役をしていた会社で取締役として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、平成2年5月分から標準報酬月額が突然下がっており、その事実を知った時はがく然とした。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成4年3月18日付けで、2年5月1日にさかのぼって8万円に引き下げられ、4年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「当社には保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談に行って処理をしてもらうことにした。」と供述している。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことは確認できるが、同社の代表取締役は「訂正処理の手続をしたのは自分であり、また、申立人は取締役であったけれども、取締役とは名前だけであり、今回の処理については知らなかったと思う。」と供述していることから申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月18日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の申立

期間のうち2年5月1日から4年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成4年10月1日から7年2月11日までについては、当該訂正処理を行った日以降の定時決定（4年10月1日、5年10月1日及び6年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は、8万円又は9万2,000円と記録されているが、これらの定時決定については当該訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、事業主は当該期間について社会保険料を控除していないと証言している上、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和48年11月15日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を48年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年5月25日から17年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年5月及び同年6月は19万円、14年7月及び同年8月は20万円、14年9月及び同年10月は19万円、14年11月及び同年12月は20万円、15年1月は22万円、15年2月は19万円、15年3月から17年3月までの期間は18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成14年5月から17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月15日から同年12月1日まで
② 平成14年5月25日から17年4月1日まで

私は、昭和48年11月15日にA社のC支店から同社B支店に転勤となったが、社会保険庁の記録では同社B支店の記録が同年12月1日からとなっており、記録が欠落している。雇用は継続していたため、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D社に勤務していた間の標準報酬月額が、当時受け取っていた給料の額と相違している。給料明細書の一部と、私が記録していた明細の記録があるので、控除されていた厚生年金保険料のとおりの標準報酬

月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録から、申立人は、申立期間に同社に勤務し（同社C支店から同社B支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の配属記録において、昭和48年11月1日から同社B支店に配属されていることが確認できるが、申立人は実際に転勤した日を記憶しておらず、同社C支店及び同社B支店においてもこれを確認する資料がないことから、社会保険庁が記録している同社C支店の資格喪失日である48年11月15日が、転勤辞令を受け、引継ぎ等を行った後に異動した日であるとするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年12月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書及び申立人が記録していた給料明細において確認できる保険料控除額から、平成14年5月及び同年6月は19万円、14年7月及び同年8月は20万円、14年9月及び同年10月は19万円、14年11月及び同年12月は20万円、15年1月は22万円、15年2月は19万円、15年3月から17年3月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成14年5月から17年3月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額

を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月21日に訂正し、標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月21日から同年7月21日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和36年3月に高等学校を卒業後、A社C支店に入社し、同年4月に同社D支店に転勤になり、42年3月に退職するまで同支店に勤務し、業務部で配送の業務に従事していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C支店から同社D支店に転勤した時期に、同社D支店に在籍していた複数の同僚の証言及び当時の経理・総務事務担当者の「同社D支店と同社B支店とは支所的關係にあり、社会保険の加入は同社B支店で適用していた。」という証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年4月21日に同社C支店から同社B支店に異動。ただし、社会保険の適用は同社B支店）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否

かについては、当該事業所は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月1日から同年8月27日までについて、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から同年8月27日まで
② 平成5年8月27日から6年1月1日まで

平成20年12月ごろに、私の厚生年金保険の被保険者記録について、社会保険事務所職員から、A社における私の標準報酬月額が減額訂正されている旨の説明があり、事実、平成5年4月から同年8月までの標準報酬月額が53万円から38万円に減額されていた。

また、私はA社に平成6年1月まで勤務し、同じ給与を受け、保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は平成5年8月27日までの記録になっており納得ができないので、記録訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年8月27日以降の6年6月20日に、38万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖事項全部証明書から申立人が申立期間において、A社の役員であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び複数の同僚は、申立人は社会保険事務所に参与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に

係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に、訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、平成5年8月27日から6年1月10日までの雇用保険記録があり、預金通帳から、給与の振り込みが確認できることから、申立人の勤務実態は推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人が平成5年8月27日に被保険者資格を喪失した旨の処理は同年8月30日になされていることが確認でき、当該訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係る給与の振り込み金額を確認したところ、その金額は、申立期間②以前と以後においても、一定の金額ではない上、A社の事業主も申立人の保険料控除については不明としていることなどを踏まえると保険料控除があったとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成9年10月から10年8月までは44万円、10年9月から11年5月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年6月30日まで
社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が20万円となっている。所持している給料明細書から正規の厚生年金保険料が控除されており、標準報酬月額が引き下げられていることは今回初めて知った。会社では、主に営業事務を担当していて、申立期間は役員でもなかった。会社の経営状態が悪くなり、給与が下がることはあったが、さかのぼって標準報酬月額を下げるとの話は聞いたことがなく、全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間のうち、平成9年10月から10年8月までの期間に係る標準報酬月額の記録は44万円、10年9月から11年5月までの期間の標準報酬月額の記録は32万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成11年6月30日）の後の同年8月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が20万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の保管する申立期間の一部に係る給与明細書により、申立人が、当該訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は「申立人は営業事務を担当しており、経営に関与することはなく、会社でも家にいる時も私から申立人に社会保険に関することを話すことはなかった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年10月から10年8月までは44万円、10年9月から11年5月までは32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち昭和34年12月26日から35年9月10日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和34年12月26日に、資格喪失日を35年9月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月26日から36年2月1日まで

A社に昭和34年12月26日入社し、昭和36年2月1日に社名をB社へ変更後も継続して勤務していたが、A社勤務時の昭和34年12月26日から36年2月1日までの厚生年金保険被保険者記録が抜けている。この期間給与から保険料控除されていたと記憶しているので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、複数の同僚の証言及び当時のA社における業務内容に関する申立人の詳細な記憶から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚から「申立期間当時、A社の従業員は10名程度であった。申立人は正社員であり、厚生年金保険の記録が無いとは考え難い。」旨の証言があるところ、社会保険事務所の保管する被保険者名簿によると、昭和35年9月10日に適用事業所でなくなった時の被保険者数が10名であったことが確認できることから、申立人を除いたほぼすべての従業員が厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和34年12月26日から35年9月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立期間のうち昭和 35 年 9 月 10 日から 36 年 2 月 1 日までに
ついては、A 社は昭和 35 年 9 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなく
なっている。

また、同僚は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなってからは、厚生
年金保険料は控除されていない。」旨を供述していることから、申立人は、
当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと
認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の供述及び同僚との
比較から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し
たか否かについては、事業主に確認できないが、申立期間の A 社の厚生年
金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社
会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申
立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、被保険者資格喪失
届を提出する機会があったこととなるが、これらいずれの機会においても
社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では
考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 12 月 26
日から 35 年 9 月 10 日までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主
は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年3月6日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月31日から7年3月ごろまで

社会保険庁の記録では、A社の勤務期間が平成6年1月31日までとなっているが、実際は、7年3月ごろまで同社に勤務し、社会保険料も給与から天引きされていた。しかし、同社は、社会保険料を滞納し、社会保険事務所から、6年1月までさかのぼって資格喪失することを勧められたと、7年3月の退社に際し社長から説明があった。同時に個人で国民年金保険料を支払う義務があると言われて退社後に支払ったものである。二重に支払った約1年間の年金記録を調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録では、申立人及び同僚2名は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月10日）の後の7年3月6日に6年10月の標準報酬月額算定を取り消され、6年1月31日にさかのぼって厚生年金保険被保険者の資格が喪失されていることが確認できるが、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、「A社の代表取締役から、社会保険料を滞納しているので、平成6年1月にさかのぼって被保険者資格を喪失させた、と言われた。」と供述しており、同僚からも同様の供述があることから、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所においてさかのぼった資格喪失処理が行われた7年3月6日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正処理前の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 43 年 6 月 1 日）及び資格取得日（43 年 10 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 10 日にA社に非常勤職員として勤務し、平成 16 年 4 月 1 日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の記録が無い。申立期間については、勤務地、業務内容及び勤務時間も変わっておらず、厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。厚生年金保険被保険者資格が途切れることは考えられない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 43 年 4 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失後、同年 10 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業所から提出された人事記録パック及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同部署に勤務していた先輩が、「申立人は、申立期間においても仕事内容及び勤務形態は変わらずに勤務していた」旨を証言している。

さらに、申立人と同職種で勤務している従業員の厚生年金保険の加入記

録を複数確認したところ、欠落のある者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の申立人の標準報酬月額の記録から判断し、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から10年7月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から10年8月1日まで
年金が余りにも少ないので、社会保険事務所に調査依頼をしたところ標準報酬月額が減額訂正されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の平成6年4月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から9年9月までは59万円と記録されていたが、9年9月26日に、9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成9年10月1日）で申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているものの、当該定時決定については、当初、9年8月26日に59万円と記録されていたところ、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った9年9月26日に当該定時決定の記録を取り消し、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほか、4名についても同様の処理がなされており、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が所持している申立期間の給与支給明細書により、申立人は、当該訂正処理前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の取締役は「当時、社会保険料を滞納しており、社長が社

会保険事務所の職員と相談をしていた。」旨を供述している。

加えて、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は平成2年4月16日から8年4月15日までの期間は取締役であったが、当該訂正処理を行った9年9月26日には既に取締役を退任していることが確認できる上、同社の取締役は、「申立人は、社会保険の手続を行う部署とは違う部署にいたので全くかかわりが無かった。」旨の供述をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成9年9月26日付けで行われた当該訂正処理は事実^に即したものと^は考え難く、有効な記録訂正^があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から10年7月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成15年7月から平成16年2月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の当該事業所における資格喪失日は、平成16年5月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成16年3月及び同年4月の標準報酬月額については32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで
② 平成16年3月31日から同年5月1日まで

私は平成13年7月1日にA社に入社後、1年を過ぎたあたりから給与の支払が遅れ、その後支払われなくなった。私が同社に勤めていた期間のうち、平成15年7月1日から平成16年3月31日までの期間について、標準報酬月額が18万円に訂正されていると社会保険事務所から説明を受けた。

さらに、A社には同年4月30日まで勤務していた。当時の月給は32万円だったので、正しい標準報酬月額と資格喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A社の全被保険者（4名）が厚生年金保険の資格を喪失した平成16年3月31日以降の同年5月11日にさかのぼって18万円へ8等級引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に、3名（うち1名は代表取締役）の標準報酬月額

についてもさかのぼった訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る処理は、被保険者全員（4名）の資格の喪失日に係る処理及び上記訂正処理の行われた平成16年5月11日付けで、同年3月31日にさかのぼって行われていることが確認でき、かつ、申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、同年4月30日に離職するまで当該事業所に継続して勤務していることが認められることから、申立人が同年3月31日に被保険者の資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については有効な訂正処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成15年7月から16年2月までは事業主が当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成16年5月1日であると認められ、同年3月及び同年4月の標準報酬月額については申立人の資格喪失時の標準報酬月額である32万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

私は、昭和38年12月7日から39年3月24日まで、A社B支店新設のため、開設準備活動を行い、翌25日の同支店オープン以降も引き続き勤務した。ねんきん特別便には、39年4月1日よりB支店勤務と記載されており、事実と異なるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍期間証明書及び個人カード(労働者名簿)、同社健康保険組合発行の健康保険の加入記録並びに公共職業安定所発行の雇用保険の加入記録から判断すると、申立期間において、申立人は同社に継続して勤務し(昭和39年3月25日に同社B支店開設準備室から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は、昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社B支店は開設準備室であった段階から少なくとも5人以上の従業員がいた、との複数の供述があることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていた

ものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月15日から同年5月15日まで

私は昭和39年8月6日にA社に入社し、平成12年2月1日に退職している。この間、昭和42年4月15日にA社B支社から同社C本社に転勤した際の年金記録が1か月欠落している。入社以来継続して勤務しているため、年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の人事記録、雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務(昭和42年4月15日にA社B支社から同社C本社に異動)していたことが確認できる。

また、A社C本社が保管する「被保険者資格取得確認・標準報酬月額決定通知書(副)」には、申立人の資格取得日は昭和42年4月15日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和42年4月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「被保険者資格取得確認・標準報酬月額決定通知書(副)」の標準報酬月額の記載から3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に、資格喪失日に係る記録を34年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年5月1日まで

私は、中学校からの紹介で中学を卒業した年の昭和33年4月にA社に入社し、34年6月に転職するまで勤務していた。入社した年の秋の社員旅行に行き、その時の写真を持っている。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する昭和33年秋ごろの社員旅行で撮影されたと認められる写真には、A社において被保険者記録のある同僚と共に申立人が写っていることから、申立人が同年秋ごろまで同社に勤務していたことを認めることができる。また、申立人は同社在職中から、転職先を探しており、転職先が決まってから同社を退職し別会社に就職したので同社を退職したのは34年5月であると主張している。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、別会社において同年6月3日に資格取得の届出がなされていることとも符合し、信憑性^{びよう}も認められることから、申立人は、同年5月1日まで同社に勤務していたことを認めることができる。

また、上記の社員旅行の写真に写っている者はすべて、A社において厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

また、入社時期は異なるが、申立人と同じように中学卒業してすぐにA社に勤務し、申立人と同様の仕事をしていたと述べている同僚には、厚生

年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致するため、当時、同社においては、従業員をすべて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の保険料に係る事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から34年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から6年3月14日まで
社会保険事務所から連絡があり、A社における平成3年7月1日から6年3月14日までの標準報酬月額が20万円と記録されていることを知った。
当時の給与額は25万円ぐらいあったと記憶しており、平成6年3月に退職した後記録が訂正されたようであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格記録においては、当初、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は36万円と記録されていた。

しかし、被保険者資格記録照会回答票では、申立人のA社における被保険者資格喪失日(平成6年3月14日)より後(同年4月5日)に、5年1月から6年2月までの期間に係る標準報酬月額が20万円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年9月1日)より後(同年9月6日)に、3年7月から4年12月までの期間に係る標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほか従業員5名についても平成6年4月5日に、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられている上、そのうち7年9月1日に被保険者であった3名全員については同年9月6日に、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂

正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た 36 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録によれば、A社における標準報酬月額が、平成 5 年 5 月から 6 年 2 月までは 8 万円となっているが、当時の給与月額は約 25 万円であるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 26 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 3 月 31 日の後の同年 4 月 4 日付けで、さかのぼって 8 万円へ 19 等級引き下げられている上、同年 3 月 31 日において被保険者であった全員についても、申立人と同様の訂正処理がなされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書及び同僚の証言により、申立人は申立期間当時、同社の役員ではなかったことが確認でき、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から3年5月31日まで

社会保険庁の記録によると、A社における平成2年11月から3年4月までの標準報酬月額が、3年6月14日付けで、遡^{そきゅう}及して36万円から11万円と減額処理されていることに納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は36万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年5月31日）の後の同年6月14日付けで、2年11月まで遡^{そきゅう}及して11万円に減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような記録訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本により、申立人はA社の役員であったことが確認できるが、申立人と資格喪失日が同じ同僚は、「A社の社会保険関係の手続きはB協会がしていた。」と証言している上、同協会も、「当時の資料が残っていないが、A社の社会保険関係の手続きをしていた。」と回答していることを踏まえると、申立人は当該事務処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年11月から3年4月まで36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月21日から同年12月1日まで

私は、昭和26年6月から平成5年1月まで、途中で事務所間での転勤はあったものの、A社に継続勤務していたのに、申立期間の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C事業所からの回答及び同社保管の人事台帳の記録から判断すると、申立人はA社グループに継続して勤務し（昭和34年12月1日に同社B事業所から同社D事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年3月10日まで
社会保険事務所の職員が自宅に来て、A社に勤務していたころの標準報酬月額が20万円から8万円に引き下げられている旨の説明を受けた。
当時、A社は、税理士が来ていたので、私は、従業員の給与及び社会保険等の事務の仕事には、一切かかわっていない。給与は20万円だったのでそれに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月1日）の後の7年6月22日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられている上、申立人を除く3名（従業員）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると申立人は、A社の取締役であったことはない上、当時の営業部長は、「当時の社会保険の事務は、社長が行っていたと思う。」と供述していることから、申立人が社会保険事務につき、権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年10月1日から5年3月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、4年10月から5年2月までの期間の標準報酬月額を、50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年3月26日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、資格取得日に係る記録を同年3月26日に訂正し、5年3月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月1日から5年3月26日まで
② 平成5年3月26日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成4年10月1日から5年4月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が50万円から11万円に訂正されている。当時の給料は約50万円程度だったので、標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

また、B社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成5年4月1日になっているが、同年3月分の厚生年金保険料を控除されていることを給与明細書で証明できるので、取得日の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の給与明細書により、平成4年10月から5年3月までの給与額は、45万円程度であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事

業所でなくなった日（平成5年3月26日）の後の6年3月3日付けで、11万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者53人中、申立人を含む51人についても、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、給与明細書及び同僚の証言から、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業所及び事業主の現住所が不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年8月及び同年9月は16万円、5年10月から7年7月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで
社会保険庁の記録では、平成5年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が最低等級になっているが、当時の給与は、15万円ぐらい支給されていた。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年8月及び同年9月は16万円、5年10月から7年7月までは15万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、平成7年8月30日に、申立人を含む多数の被保険者の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、5年8月にさかのぼって最低等級に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同様にさかのぼった記録の訂正処理が行われている同僚が所持する申立期間に係る給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与が支給され、これに見合う保険料の額が控除されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、その記載内容から、同社に対する差押処分を回避するために過去にさかのぼって実際とは異なる低額な標準報酬月額に訂正する旨の届出及び厚生年金保険の適用事業所でな

くなる旨の届出を行うことを社会保険事務所の担当者が指導していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年8月及び同年9月は16万円、5年10月から7年7月までは15万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年4月28日まで
平成5年10月1日から6年4月28日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、標準報酬月額が28万円から9万2,000円に訂正されている。

申立期間当時の給与は28万円程度支給されていたので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は28万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成6年4月28日)の後の6年5月2日付けで、9万2,000円に減額されていることが確認できる。

また、申立人を含む4名についても、さかのぼって標準報酬月額の減額処理がされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、商業登記簿から、申立人がA社の役員でないことが確認できることから、申立人が、当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から同年11月5日まで

私は、昭和42年2月からA社に勤務したが、平成19年7月に記録の確認をしたところ、申立期間の記録が欠落していることが分かった。当時の給与明細書を提出するので申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が申立人に発行したと認められる、申立期間の一部（昭和42年3月分、同年9月分）の給与明細書及び複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和42年11月5日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 53 年 8 月までの期間、平成 5 年 3 月及び 6 年 4 月から 7 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 53 年 8 月まで
② 平成 5 年 3 月
③ 平成 6 年 4 月から 7 年 7 月まで

私は、昭和 50 年 9 月に会社を退職後、すぐに国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、金額の記憶はないが、納付書により金融機関や区役所で未納のないように納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人は、申立期間当時の国民年金の具体的な加入手続や保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、会社を退職した直後の昭和 50 年 9 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 5 月に払い出されており、国民年金の被保険者資格取得日は平成 5 年 3 月 1 日とされていることが確認でき、この時点では、申立期間①は未加入のため保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当初から同一区内に居住し続けており、別の国民年金

手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から41年3月まで

私は、昭和36年に同じ町内の集金人に依頼して国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月に職権適用により払い出されていることが確認できるとともに、この時点では申立期間のうち、40年7月から41年3月までの期間の保険料は過年度納付となり、集金人には納付することができないことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間のうち、昭和36年11月から40年6月までの期間は、当該記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間当初から同一地域に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2747

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間、同年4月から44年7月までの期間、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和41年4月から44年7月まで
③ 昭和44年8月及び44年9月まで

私は、昭和33年4月に会社に入社して厚生年金保険に加入した。退職後、書類を整理していたところ、申立期間のうち36年4月から42年3月までの期間の検認印が押された国民年金手帳が見つかったこと及び同年4月から44年9月までの期間の国民年金保険料は、私の母親が集金人に納付していたことを妻が記憶していたことから、厚生年金保険の加入期間に国民年金保険料を重複して納付していたことに気付き、社会保険事務所に問い合わせたところ、還付済みであるとの回答があった。

私は、国民年金保険料の還付請求を行ったことや還付を受けた記憶がないことから、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立期間の①、②及び③は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であり、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できることから、申立期間の①、②及び③の国民年金保険料が還付されていることについての不自然さはない。

また、社会保険庁の記録では、厚生年金保険との重複加入により還付処理されたことが還付期間や還付金額とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付がなされていないことを疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2748

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年5月まで

私は、昭和54年1月に就職して厚生年金保険の被保険者になったが、短期間で退職することを見込んでいたので、国民年金の喪失手続をせず、申立期間の国民年金保険料を納付しており、納付した申立期間の保険料の還付は受けていない。社会保険事務所は還付したとしているが、私は保険料の還付を受けていないので還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に就職して厚生年金保険の被保険者になっているが、昭和54年1月から同年5月までの国民年金保険料を納付していることから、申立期間の国民年金保険料は過誤納として還付手続が行われていたとすることについて、不自然さは見られない。

また、申立人が申立期間当時居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の保管する特殊台帳にも、申立期間の保険料について還付の記載があり、複数の行政機関の記録が同一であることを考慮すると、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 49 年 5 月までの期間及び 49 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 9 月から 49 年 5 月まで
② 昭和 49 年 6 月から同年 12 月まで

私は、以前から会社退職後は国民年金に加入するよう両親に言われていたため、昭和 48 年 7 月に会社を退職した後、国民年金に加入した。

申立期間①の国民年金保険料については、私が集金人に保険料を渡していた。集金の際、集金人が手帳に切手のようなものを貼り付けていたように思う。その手帳については、集金人が預かっており、手渡された記憶はない。

申立期間②については、詳細は憶えていないが、必ず国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、加入時期を昭和 48 年 9 月から 49 年 1 月の間くらいとしている等、加入手続をいつ行ったか記憶が定かでなく、保険料の納付が開始された時期が不明である。

また、申立人は、申立期間については、保険料を納付する度に集金人が「切手のようなもの」を手帳に貼っていたと主張しているところ、この「切手のようなもの」は国民年金印紙と考えられるが、申立人が居住していた市では、昭和 46 年度より領収書方式による集金に切り替えており、申立期間①当時、印紙検認方式による集金は実施されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 50 年 1 月に国民年金に任意加入していることから、

それ以前の申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、保険料が納付できない期間であったと考えられる上、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間①の一部及び申立期間②に当たる昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの欄に「納付不要」との押印がされていることから、保険料の納付ができなかったと考えられるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から 44 年 3 月 30 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した覚えは無く、社会保険事務所で脱退手当金の請求書類を確認したところ私の氏名・住所・数字は自分の筆跡ではない上、支払先には口座番号の記載も無く、当時銀行とは一切取引が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給済である旨の「脱」表示があることを、申立人自身が確認していることから、申立人の意思に基づかないで、脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、社会保険事務所には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書、被保険者資格期間調査依頼書及び社会保険庁年金保険部業務課の厚生年金保険被保険者記録（回答）が保管されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険事務所が保管している、脱退手当金支給対象となった最後の事業所である A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があり、同社 B 工場で脱退手当金支給の記録のある 17 名中 16 名にも「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さは

うかがえない。

加えて、申立人は社会保険事務所が保管している、申立人に係る脱退手当金裁定請求書の筆跡が自分のものではないと主張しているが、申立人の同裁定請求書にはA社B工場の所在地と事業所名がゴム印で押印されている上、当該事業所で、申立人と同日に脱退手当金が支給決定されている記録がある被保険者がいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から26年4月7日まで
② 昭和26年7月1日から27年2月7日まで

社会保険庁によると、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和24年4月1日からA軍家族住宅のハウスポーイとして勤務しており、勤務先の者が帰国する際、その取り計らいでB社へ就職をした。ハウスポーイから同社に移る際に空白の期間は無く、同社に在籍中も休職等をしたことは無い。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時駐留軍に勤務していた従業員の労務管理を行っていたC渉外労務管理事務所における申立人の在籍記録をD防衛施設事務所及びE防衛施設事務所に照会したが、申立人が在籍していたことを確認することはできなかった。

また、C渉外労務管理事務所が保管する「被保険者カード」に記載されている申立人の被保険者期間は社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、社会保険事務所の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び当該事業所に係る被保険者名簿を確認した結果、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険の記録は確認できない。

申立期間②については、B社の複数の当時の従業員に聴取したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び明確な記憶が無

く、社会保険事務所の保管する申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和27年2月7日資格取得、30年9月1日資格喪失と記録されており、健康保険番号の欠落も無く、記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月ごろから同年4月1日まで
私は、昭和63年1月ごろから平成元年6月30日までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、昭和63年4月1日から平成元年6月30日までの期間の厚生年金保険の加入記録しかない。
入社当初から保険料が差し引かれ、健康保険証を受け取った覚えがある。昭和63年1月入社は、間違いないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年1月からA社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録により、同年4月1日に同社に入社、同年5月13日に常用就職支度金を受給したことが確認できることから、申立人は、63年4月1日にA社に入社したと考えるのが相当である。

また、A社の社会保険関係の責任者は、「厚生年金保険の加入は、原則、入社と同時である。」と供述しており、申立期間前後に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚6人とも「入社年月日と社会保険の加入日が同日であった。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における勤務を確認できる資料が無く、厚生年金保険料の控除についても確認できる関連資料及び周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月23日から40年5月19日まで
私は、社会保険事務所で厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年5月の前後2年以内に資格喪失した者18名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7名は資格喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなされている。また、元同僚は、「脱退手当金の説明を会社からされた覚えは無いが、退職金に上積みされていたのではないかと思う。」と証言しており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 12 月 27 日まで
社会保険庁の記録には無いが、申立期間はA社に勤務していた。
入社時に年金手帳を提出し、辞める時に返してもらった記憶がある。
申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、商業登記簿謄本によると、同社は申立期間中の昭和 49 年 2 月 6 日の設立となっている。

また、当時の同僚は、「会社全体のことは分からないが、少なくとも私は、当時、厚生年金保険に加入していないと認識していた。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本では、A社は昭和 54 年 12 月 2 日に既に解散しており、代表取締役の連絡先も不明であり、当時の人事記録及び給与関係資料を確認することができず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 2 月 6 日まで
社会保険庁の記録によると、A社及びB社に勤務していた期間の脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、B社に勤務した期間については、同社の退職時に脱退手当金について説明を受け請求書類をもらって、自分で請求し、同社を退職後の昭和 41 年 2 月に社会保険事務所に出席して受け取った。

A社に入社する前に脱退手当金をもらったという記憶があるので、同社に勤務した期間については、脱退手当金は受け取っていない。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務したB社に係る期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、社会保険事務所が保管する、申立人に係るA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にはいずれも、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が認められる上、A社の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿や同原票にも申立人以外で脱退手当金の支給記録のある4名全員に「脱」表示が認められ、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで
平成 5 年 5 月 6 日まで代表取締役社長として勤務した A 社における標準報酬月額が、全喪日後の平成 5 年 5 月 6 日付けで、4 年 3 月 1 日までさかのぼって 53 万円から 11 万円の減額訂正されているので調査してほしい。なお、減額訂正処理日に私は入院していたため、関与していない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 4 月 30 日の後の同年 5 月 6 日付で 4 年 3 月までさかのぼって 11 万円の引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人以外の被保険者についても、3 名の役員が申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として、同社に在籍していたことが、同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は「遡^{そきゅう}及訂正処理時は入院しており、このような標準報酬月額の訂正が行われていることは知らなかった。」と主張しているが、A 社が倒産した際の対応や「申立人の入院は訂正処理日の後の平成 5 年 5 月 10 日ごろであり、事業所の代表者印もその時に申立人から預かった。」という申立人の弟の証言から、申立人が同社の代表取締役として当該事業所における厚生年金保険の事務に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から49年12月31日まで
私は、A社に昭和42年4月1日から49年12月31日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。
調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在職していたとするA社は、申立期間当時、申立ての所在地に存在し、代表取締役の氏名は申立てと一致するとともに、申立人は、昭和47年8月17日から48年8月31日まで監査役として登記されていることが法人登記簿により確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁には、A社に係る適用事業所としての記録は無く、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、事業主は連絡先不明の上、同僚の氏名については記憶が曖昧なことから、同社の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、給与明細書等を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から同年10月まで
② 昭和22年11月から23年5月まで
③ 昭和23年6月7日から同年11月1日まで
④ 昭和23年12月31日から24年2月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間①はA氏所有の機帆船Bに甲板員見習いとして、申立期間②はC社所属のDに、申立期間③及び④は申立期間①と同じBに乗船していた期間が欠落している。

申立期間①及び②については船員手帳のメモから、申立期間③及び④については船員手帳の記録から乗船が確認できるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する船員手帳の内容についてのメモ及び再発行された船員手帳により乗船していたことが推認できる。

しかし、船員について船員手帳を発行の上、雇入契約を行うことの雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立期間①、③及び④については、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた者5名のうち3名は、Bの被保険者名簿に氏名が無い。

さらに、当該船舶の被保険者名簿には、各申立期間において厚生年金保険の被保険者は3名であるところ、申立人は、当該船舶は100トンであったと述べていることから、船員すべてを船員保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、社会保険事務局の保管するA氏所有船舶に係る船員保険被保険

者名簿について、申立期間及びその前後の期間の被保険者を調査したが、申立人の名前は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所の保管する船員保険船舶所有者名簿から、C社が船員保険の適用になったのは昭和 24 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間は船員保険適用前の期間であった。

また、申立期間の被保険者名簿は無く、同僚の証言を得ることができない上、関連資料が無いことから保険料控除が確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。A社がB社に合併される昭和25年4月1日まで、A社において23年4月1日から勤務していたので、当該期間が被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社の代表取締役、専務、常務などの名前や、会社の所在地などを記憶しており、同社の商業登記簿謄本の記載内容とも一致することから、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和25年11月1日から同年12月1日までの期間であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当時の事業主及び同僚は、死亡又は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができない。

なお、申立人は、A社とB社は合併したと述べているが、両社の商業登記簿謄本によると、両社が合併した事実は確認できない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 12 年 1 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より著しく低く訂正されている。納得がいかないので、調査の上、元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日である平成12年1月31日の後の13年9月11日に、遡及して9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時A社の代表取締役として、同社に在籍していたことが、商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所から出された標準報酬月額の減額訂正提案に同意せざるを得なかった。」旨を証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1611

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで
社会保険庁の記録では申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっている。所持している給料明細書から正規の厚生年金保険料が控除されており、標準報酬月額が引き下げられていることは今回初めて知った。社会保険事務所に標準報酬月額を下げるための届出を提出したことが無く、話を聞いたことも無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人の主張する 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 6 月 30 日）の後の同年 8 月 6 日付けで、20 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険からの脱退について、専務と相談したことはあるが、標準報酬月額を減額するという話は無かった。わざわざさかのぼって減額訂正することは考えられないし、聞いたこともなかった。」と述べているが、A 社の経理を担当していた税理士事務所の職員は、「今回申立人が申し立てている標準報酬月額の引き下げについては、私が書類を作成し、代表取締役である申立人に説明をした上で、書類に代表者印を押印し社会保険事務所に提出した結果である。」と述べており、事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所からの連絡で、記録では標準報酬月額が減額訂正されていると知らされ、その説明を受けた。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 3 月 31 日）の後の同年 4 月 7 日付けで、8 万円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の取締役であったことが同社の商業登記簿謄本により確認できる上、申立人及び同僚は、申立人の業務を、総務の責任者であったと述べている。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員から当該処理についてアドバイスを受けた。社長の了承を得て、標準報酬月額の記録訂正の届出を行った。」としていることから、申立人は当該標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 43 年 2 月 21 日まで
申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給済みである旨の回答があった。脱退手当金は一切受け取っていないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 6 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 29 年 1 月まで
② 昭和 29 年 2 月から同年 5 月まで

大学受験に合格したが、入学金が払えず進学を断念したところ、既に就職試験は終了しており、やむを得ず A 社に臨時工として勤務した。

A 社を退職後に入社した B 社では、洗瓶の仕事をしていた。

B 社の同僚が、ねんきん特別便で同社の記録調査を依頼し、被保険者となっているとのことであった。特に A 社は大企業なので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①に、A 社に臨時工として勤務していたと述べている。しかし、申立人が、臨時工であったとして氏名を挙げた同僚 3 名についても、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A 社は、昭和 20 年から 36 年 7 月までの関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を水害により滅失してしまったとしており、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認できない。

さらに、A 社において申立人と同じ昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者 52 名の中から勤続 10 年以上の者 8 名に同僚照会をしたところ、6 名の回答があったが、いずれも申立期間当時の臨時工の加入について記憶していない上、申立人を覚えている者もない。

申立期間②について、申立人が名前をあげた同僚によると、申立期間に申立人が B 社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、同僚であったとして氏名を挙げた 2 名のうち 1 名に

については、B社において厚生年金保険の加入記録があるものの、1名については、加入記録が無い。

また、複数の同僚は、B社では従業員ごとに厚生年金保険の取扱いは異なっていたようだと証言している。

さらに、B社は昭和50年11月1日に適用事業所でなくなっており、現存していない上、当時の総務担当者は既に死亡していることから保険料の控除に係る証言を得ることができず、当時の資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)も無いことから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び給与から保険料を控除されていたことを確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 25 日から 41 年 1 月 5 日まで
私は、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を記録したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。仕事は以前と同じ状況で勤務していたにもかかわらず、社会保険に加入していないことに納得がいかない。

申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事務を担当していた代表取締役の社長の妻は、「申立人は、同社に入社後、いったん退職し、再び入社しており、申立期間については、同社に勤務していなかったと記憶している。」と証言している。

また、A社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人は、昭和 40 年 9 月 25 日に資格喪失した後、同社で再び、41 年 1 月 5 日に資格取得していることが確認できる上、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の写しには、保険証返済と記載されている。

さらに、A社から社会保険関係の事務を委託されていた労務管理事務所は、当時の関連資料は保存しておらず、申立人も給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
A社を退社した後、B社に事務職として勤務した。昭和 41 年 10 月に結婚したが、その数か月前まで、短い期間ではあるが当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にB社に勤務していたことは、申立人の同僚及び申立人の夫の証言により推認できる。

しかし、申立人は、健康保険について、「申立期間中は父親の被扶養者となっていた記憶がある。」と述べている。

また、社会保険事務所の記録において、申立人は申立期間において、A社に係る脱退手当金を受給していることが確認でき、申立人は自ら脱退手当金を請求したと述べているところ、当時、現に厚生年金保険の被保険者である者は、脱退手当金を受給することができないこととされていた。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名の記載は無く、申立期間前後に整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月28日から23年7月3日まで
私は、脱退手当金については、会社から説明を受けたことも無く、最近まで知らなかった。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年7月3日の前後2年以内に脱退手当金の支給記録が確認できる4名は、いずれも資格喪失後約1か月で脱退手当金が支給されているところ、そのうち連絡先が把握できた同僚は「脱退手当金は給与と一緒に会社から渡された。」と供述していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金の支給時期は、通算年金制度創設前でもあり、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 16 日から 36 年 4 月 20 日まで
A社を退職する際に、当該事業所に係る脱退手当金の請求手続をしたことは覚えている。しかし、それ以前に勤務したB社に係る厚生年金保険の加入記録を調べたところ、脱退手当金で支給済みとの回答であった。自分ではその覚えはないので、審査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職する際、当該事業所から脱退手当金の説明を聞いて同社に係る期間について脱退手当金の請求をしたが、B社に係る申立期間については脱退手当金の請求はしていないと述べているところ、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和 39 年 10 月 6 日に支給決定されている脱退手当金は、同一の被保険者台帳記号番号で管理された支給決定日以前のA社及びB社の2つの厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているほか、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取してもB社に係る分の金額を含めて受給したという明確な記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月20日から22年6月30日まで
② 昭和22年7月1日から23年3月31日まで

昭和21年3月に高校を卒業後、D町にあるA社に同年4月20日に就職し、鉱石の分析などの業務に従事していた。また、22年7月1日から、B社C出張所に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の業務内容に関する詳細な記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録から、A社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、D町教育委員会のD町史によると、申立人が従事していた鉱山は既に閉山されている上、鉱山保安を監督するEに照会したところ、同鉱山は鉱業権が放棄されているため、その権利者は確認できないとしていることから、事業主に照会することができない。

申立期間②について、申立人の記憶する上司がB社において厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、先にB社に就職していたとする高校の先輩でもあった上司の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が同社を退職したとする月と同月の昭和23年3月1日となっていることから、同社では、入社して、相当期間経過後に厚生年金保険の資格取得をさせていたことが

うかがわれる。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立期間①及び②について、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間が、1か月だけとの回答を得た。

私は、A社に昭和 34 年 9 月のまだ暑い日差しのあるころに入社し、大晦日の夜勤を終えて正月の朝に帰宅した覚えがあることから半年以上は勤務しており、同社での厚生年金保険被保険者期間が1か月だけと言うのは納得いかないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中にA社で勤務していたことは、申立人の詳細な記憶と同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人は、「入社当初は重機の下回りの見習工として勤務していた。」と述べているところ、複数の同僚から、「A社では、入社してしばらくの期間は見習工又は臨時工として勤務していた。その後、社員として登録されたが、厚生年金保険については、その時点から加入した。」との供述が得られた。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 23 日から 46 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 10 月 31 日にA社を退職した際、会社の担当者から日程（確か同年 12 月 6 日か 7 日）を指定され管轄社会保険事務所に出向くよう言われた。しかし、当日都合が悪く、社会保険事務所に出向けない旨を電話で社会保険事務所に伝えると、「何も急いで手続きなくても将来年金として加算されますよ。」と職員に言われた。

年金加入記録のお知らせが届き、脱退手当金が支給済みとされていることを知り、管轄社会保険事務所に出向いたところ、手書きで「支払い済み」との表示のある台帳を見せられたが、支払い方法が不明であり、受け取った記憶も無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 11 月の前後おおむね 2 年以内に資格喪失し脱退手当金の支給記録が確認できる 33 名には、全員に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、いずれも資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当該支給記録がある者のうち 5 名は、事業所を介して受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、厚生年金保険

被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年12月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 22 日から 31 年 3 月 31 日まで
私は、A社E事業所に昭和 27 年 9 月 1 日から 31 年 3 月 30 日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、27 年 10 月 22 日に資格を喪失していることになっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の詳細な記憶から、申立人が申立期間の一部についてA社E事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務局が保管しているA社（現在は、B社）E事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に資格取得した 30 名のうち、半数が申立人と同様に 2 か月以内に資格喪失していることが確認できるところ、申立人は、「同社E事業所においては、短期間で半数近い従業員が辞めてしまうというようなことは無かった。」旨を供述している。

また、申立人と同様に 2 か月以内に資格喪失している者は、「私は、資格喪失後もA社E事業所で勤務していた。」と述べており、申立期間当時、同社では、何らかの事情によって、在職中の従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社E事業所は、申立期間中の昭和 29 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

加えて、事業主は申立期間当時の資料を保管していない上、申立人及び同僚からも当該期間について事業主から厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがえる証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1623

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 22 日から平成 11 年 9 月 26 日まで
夫は、昭和 57 年 12 月に夫の父親が経営する A 社に入社し、取締役
就いた。社会保険事務所から標準報酬月額が後からさかのぼって訂正
されていると説明を受けた。納得がいかないのに、訂正処理前の標準報酬
月額に直してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求め
て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 社の取締役として同社に在籍し、厚生年金
保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録及び同社
の登記簿謄本により認められる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 11 年 9
月 26 日) の後の同年 10 月 8 日付けで、昭和 57 年 12 月から平成 11 年 9
月までの 202 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が
行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、常務取締役として代表取締役と共に経営全般に権限を
有しており、経理及び社員の社会保険は申立人が担当していたと複数の
元従業員が証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与してい
なかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
A 社の社会保険担当の取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂
正処理に関与しながら、その処理が無効であると主張することは信義則
上許されず、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の
訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
② 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に勤務していたが、昭和 43 年 9 月 1 日に主任の辞令をもらい月給 5 万 2,000 円になったのに、申立期間の標準報酬月額が前年より低くなっているのはあり得ないので訂正してほしい。

また、申立期間②はB社に勤務していたが、平成 8 年 10 月ごろに昇給し 51 万円の給与をもらっていたのに、標準報酬月額が前年と同額ということはありませんので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額が前年より低くなっているのはあり得ない。」として、当該期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、社会保険事務所の保管する被保険者名簿により、申立人と同様に、標準報酬月額が 1 等級下がっている被保険者が複数存在することが確認できる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、A社のほかの被保険者と比較して低額であるなどの不自然な額はない。

さらに、当該期間の標準報酬月額は厚生年金基金の記録と一致しているところ、A社が加入していた厚生年金基金の元理事は、「事業所から提出された届出用紙は複写式であったので、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合の届出内容は同じであった。」と供述している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料が無い上、申立人も給与明細書等の

資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、「平成8年10月ごろに昇給し51万円の給与をもらっていたのに、標準報酬月額が前年と同額ということはありません。」として、当該期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、同年10月の定時決定により記録されている標準報酬月額は、同年5月から同年7月までの月を算定対象月として算定されたものである。

また、B社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の記録と社会保険庁の記録が一致しているところ、事業所から提出された届出用紙は複写式であったと厚生年金基金及び健康保険組合は回答している。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料が無い上、申立人も給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。